

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明 様

東京電力福島第一原子力発電所の
廃炉に向けた取組に関する要求書

令和3年10月15日

大熊町長 吉田 淳

双葉町長 伊澤 史朗

大熊町議会議長 吉岡 健太郎

双葉町議会議長 伊藤 哲雄

東京電力福島第一原子力発電所の 廃炉に向けた取組に関する要求書

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から10年7か月が経過しました。

この間、被災地における復興は着実に進展しており、福島第一原発が立地し中間貯蔵施設を抱える大熊町並びに双葉町の両町においても、一歩ずつではありますが復興に向けた歩みを懸命に進めてきました。

しかしながら、今もなお両町では広範囲に避難指示区域を抱え、避難指示解除の具体的な見通しが立たない地域があるほか、双葉町では依然として全町民が避難生活を余儀なくされ、大熊町では帰還した町民はごく僅かにとどまるなど、両町の復興に向けた明るい未来を描くには課題が山積しており、東京電力においては原発事故の原因者としてこうした事実を重く受け止める必要があります。

さらに、本年4月には政府においてALPS処理水の処分に関する基本方針が決定され、新たな風評被害の発生も懸念されております。

このような状況の下、両町においては、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目指し、復興・再生に向けた取組をさらに加速させようとしている中、東京電力による不祥事やトラブルが相次いでいることは極めて遺憾であります。

東京電力においては、両町の復興に直結する福島第一原発の着実な廃炉に向けて、甚大な被害を招いた責任を強く自覚し、次の事項に迅速かつ確実に取り組むよう強く要求いたします。

1 不祥事の根絶と信頼の回復について

大熊町並びに双葉町においては、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目指し、住民の帰還や新たな住民の移住を促し、町の復興・再生に向けた取組を本格化させている。

こうした中、今年2月の福島県沖地震をきっかけとする情報公開への消極性や地震対策の大きな不備の露呈、柏崎刈羽原子力発電所におけるテロ対策の決定的な欠如等につき、今般、2年前のALPSの排気フィルタの損傷について、当時公表せず、原因究明等の処置が行われていなかったことも明らかになるなど、東京電力による不祥事やトラブルが相次いでいることにより、地元の不安と不信はかつてなく増大し極めて深刻な事態となっている。

廃炉・汚染水・処理水対策は長期間にわたる取組であり、地域住民のみならず広く国民の理解が重要であるにも関わらず、このような不適切な事案が続発していることは、両町の復興の妨げとなる恐れがあり、憤りを禁じ得ない。

東京電力においては、原発事故の原因者としての自覚を持ち、両町の復興の大前提となる廃炉作業を安全かつ確実に進めるとともに、その進捗状況の正確かつ分かりやすい情報公開を徹底し、広く国民の理解を得られるよう不祥事の根絶と信頼の回復に全力で取り組むこと。

2 ALPS処理水の取扱いについて

両町の復興と不可分の福島第一原発の廃炉作業を進める上で重要なALPS処理水の適切な処分については、今年4月の政府基本方針に基づき、特に次の内容に留意し対応すること。

(1) 説明責任及び正確な情報発信

地元住民はもとより、国民に対して説明責任をしっかりと果たすとともに、新たな風評被害が発生することのないよう、国内外に対し科学的根拠に基づく正確かつ分かりやすい情報発信を繰り返し徹底して行うこと。

(2) 浄化処理の確実な実施

安全・安心を確保するため、タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、東京電力による測定に加えて第三者機関による比較測定を行い、処理過程の透明性を高めるよう取り組むこと。

また、第三者機関参画の下、適切に環境モニタリングを実施するとともに、処分設備に異常が生じた場合の緊急停止措置などの安全対策を講じ、IAEAによる安全性の検証を定期的を実施すること。

合わせて、処理水の元となる汚染水の発生量をこれまで以上に抑制する対策を講じること。

(3) 万全な風評対策の実施

本年8月、政府において福島第一原発敷地内で保管する処理水の処分に伴う当面の風評対策が示されたが、復興の妨げとなる新たな風評を発生させないという強い決意の下、東京電力としても主体的に万全な風評対策を講じるとともに、将来に向けた実効性のある事業者支援策等に取り組むこと。

(4) 被害者の立場に立った賠償

なおも生じうる風評被害に対しては、農林水産業や観光業のみならず、あらゆる業種において損害の範囲を幅広く捉え、簡易かつ柔軟な手法により、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実にを行うこと。なお、両町の多くの町民が今もなお避難生活を強いられ、精神的、経済的に多大な苦痛の中で生活している現状を直視し、中間指針に明記されていない個別の損害に対しても迅速かつ適切に賠償を行うこと。

3 廃炉を見据えた取組について

(1) 燃料デブリ等の処分

燃料デブリや使用済燃料等の放射性廃棄物については、国の指導の下で処分の議論を進め、早期に方向性を示した上で適切に処分すること。

(2) 管理体制の強化

作業工程の遅れやトラブル等を未然に防ぐため、福島第一原発の廃炉作業を含めた人的リソースの確保に、事業者として積極的に取り組むこと。

(3) 廃炉に必要な技術の確保と持続可能な地域づくりへの寄与

廃炉に必要な技術を確立するとともに、持続可能な地域づくりに寄与するための新たな雇用及び定住人口を創出すること。